

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2
提出年月日	令和4年8月22日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(地下水排水設備について)

ID	No	指摘事項の内容	審査日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
指摘ID	No	指摘内容	年月日	対応状況	回答日	対応方針/結果内容	反映資料	回答予定時期・根拠
220425-05	5	地下水排水設備である建屋内湧水ビットポンプ、サブドレンの設置位置など先行BWRとの差異を整理した上で、地下水排水設備の機能に期待しない場合の影響評価を説明すること。 【第381回ヒアリング 地下水位の設定】	R4. 4. 25	本日回答		先行プラント（BWR）における地下水位低下設備と、泊3号炉の地下水排水設備との差異を明らかにし、比較図等を作成した。 (R4. 6. 6 御説明) 地下水排水設備の機能に期待できない場合の影響については、復旧用水中ポンプを用いた運用等について御説明する。	R4. 6. 6 資料1「泊発電所3号炉地震による損傷の防止（地下水位の設定）」 P6、32、33 別紙-11「地下水排水設備について」 P11、12、13	
220425-06	6	地下水排水設備の位置付けについて、地下水位の設定の方針の妥当性を踏まえて、地下水排水設備の機能に期待する範囲、機能喪失した場合の建屋の揚圧力の影響等を整理した上で説明すること。 【第381回ヒアリング 地下水位の設定】	R4. 4. 25	本日回答		地下水排水設備の設計方針を御説明する。概要は以下のとおり。 ・地下水排水設備は原子炉建屋等の主要建屋の耐震評価と溢水評価で排水機能に期待 ・地震時及び地震後も排水機能に期待するので耐震性を確保 ・社内の「防護設備」に対する重要度の考え方を適用してクラス2相当で設計する。 また、地下水排水設備の機能に期待できない場合の影響については、復旧用水中ポンプを用いた運用等について御説明する。	別紙-11「地下水排水設備について」 全体	
220606-02	8	P34:前提条件として何が言いたいのか不明確。ここに至るロジック（何故、そういう結論となったのかという説明）の記載について検討すること。 例）3つ目の矢羽根（重大事故等対処施設に位置付けないロジック） その上で、今回、次回以降に（今後）説明することの区別を明確化すること。 【第382回ヒアリング 地下水位の設定】	R4. 6. 6	本日回答		地下水排水設備の設計方針を御説明する。概要は以下のとおり。 ・地下水排水設備は原子炉建屋等の主要建屋の耐震評価と溢水評価で排水機能に期待 ・地震時及び地震後も排水機能に期待するので耐震性を確保 ・社内の「防護設備」に対する重要度の考え方を適用してクラス2相当で設計する。	別紙-11「地下水排水設備について」 全体	
220606-06	12	P33：地下水位低下設備が機能喪失した場合に、ビットが満水になるまでの4.5時間以内にどのような対策を行うかを記載すること。 (泊3号炉側に対策の記載が無いと、当該ページの下部の枠内で、先行と比較した意味が分からなくなる。) 【第382回ヒアリング 地下水位の設定】	R4. 6. 6	本日回答		地下水排水設備の機能に期待できない場合の影響については、猶予時間の目安も含め、復旧用水中ポンプを用いた運用等について御説明する。	別紙-11「地下水排水設備について」 P11、12、13	
220606-08	14	P33：（P33を審査会合資料に掲載する場合）地下水位排水設備が機能喪失した場合の影響については、いきなりポンプ2台の機能喪失に見える記載は適切ではなく、1台機能喪失した場合には予備機を起動といった対策（事業者としての考え方）について明確にすること。	R4. 6. 6	本日回答		湧水ビットポンプ1台が機能喪失した際の対応も含め、復旧用水中ポンプを用いた運用等について御説明する。	別紙-11「地下水排水設備について」 P11、12、13	
220606-09	15	P27, 33：溢水時の機能と設備の前提条件を切り分けて記載するなど、機能喪失時に係る記載の整合性を図ること。 【第382回ヒアリング 地下水位の設定】	R4. 6. 6	本日回答		No. 6と同じ	別紙-11「地下水排水設備について」 全体	
220606-10	16	P32, 33：地下水位排水設備の構成要素の内、Ss機能維持の範囲（施設、設備）を明記するとともにその理由についても説明すること。 【第382回ヒアリング 地下水位の設定】	R4. 6. 6	本日回答		地下水排水設備の構成要素をイメージ図で示し、Ss機能維持とする範囲を御説明する。	別紙-11「地下水排水設備について」 P7	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。